

30監査公表第7号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年9月19日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月18日

福岡市監査委員	阿部正剛
同	倉元達朗
同	谷山昭
同	篠原俊

1 監査報告と措置の件数

30 監査公表第1号（平成30年2月8日付 福岡市公報第6464号公表）分

…6件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(工事監査)

1 局別監査

(1) 道路下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>重建設機械分解組立輸送費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>西部水処理センター場内排水管築造工事 [総合評価] [No.29] (契約金額2億327万9,760円)</p> <p>本工事は西部水処理センターの下水道管の老朽化に伴う布設替え工事である。</p> <p>「土木工事標準積算基準書」において、クラムシェル（掘削機械）は重建設機械分解組立輸送費を共通仮設費に積上げにより積算することになっている。</p> <p>しかしながら、本工事ではクラムシェルを使用したにもかかわらず、同費用を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(施設整備課)</p>	<p>積算業務については、「土木工事標準積算基準書」に基づき、適正な設計を行うよう平成30年2月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>工事起工時には、チェックリストの活用を含め、設計及び精査時におけるチェックの徹底を図り、同様の事例での誤りがないよう努めている。</p>

(2) 消防局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通費の算定を適正にすべきもの 消防本部庁舎冷却塔段コイルユニット 取替修理 [No.5] (契約金額 1,015 万 2,000 円) 本修理は消防本部庁舎空調機の冷却塔の段コイルユニット(熱交換器)を取り替える修理である。 共通費の算定において、工事内容が修理であることから改修工事の率により算定すべきところを誤って新営(新設)工事の率により算定した結果、過大な積算になっていた。 今後は、適正な共通費の算定に努められたい。 (管理課, 財政局設備課関連)</p>	<p>今回の指摘内容を課内会議等で周知するとともに、設計者及び精査担当者が共通費の適用を誤らないように、共通費の算定シート及び工事発注時に使用するチェックシートを見直すなど、再発防止を図った。 (管理課, 財政局設備課)</p>
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 建設リサイクル法を遵守すべきもの [重点事項] 南区和田4丁目地内防火水槽設置工事 [No.1] (契約金額 915 万 8,400 円) 本工事は防火水槽の新設工事である。 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は同法第11条等の規定に基づき届出書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、発注者から市長へ届出書を提出していなかった。 今後は、適正な施工管理に努められたい。</p>	<p>今回の指摘内容については、課内での情報共有及び届出書に関する研修を行い、周知徹底を図った。 また、各種届出書等に関し各工事に応じたチェックリストを作成し、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めている。</p>

(管理課)	
(3) 教育委員会	
監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 単価の決定を適正にすべきもの</p> <p>南福岡特別支援学校航空機騒音防止空調設備機能回復電気工事 [No.17]</p> <p style="text-align: center;">(契約金額 4,331 万 376 円)</p> <p>本工事は南福岡特別支援学校の空調設備機能回復工事に伴う電気工事である。</p> <p>工事費の積算において、配管・配線の撤去工事の一部について単価の決定を誤った結果、過大な積算になっていた。</p> <p>今後は、適正な単価の決定に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(施設課, 財政局設備課関連)</p>	<p>今回の指摘内容を課内会議等で周知し、注意喚起を行った。</p> <p style="text-align: right;">(施設課)</p> <p>今回の指摘内容を課内会議等で周知するとともに、積算書における新設及び撤去単価の表示を変更し、また、工事発注時に使用するチェックシートに今回の指摘内容のチェック項目を追加するなど、再発防止を図った。</p> <p style="text-align: right;">(財政局設備課)</p>
<p>B 排水管撤去の積算を適正にすべきもの</p> <p>香椎下原小学校便所改造衛生設備工事 [No.22]</p> <p style="text-align: center;">(契約金額 2,376 万 3,456 円)</p> <p>本工事は香椎下原小学校の便所改造に伴う衛生設備工事である。</p> <p>便所改造に伴う排水管撤去の積算において、撤去の単価を計上すべきところを誤って新設の単価を計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(施設課, 財政局設備課関連)</p>	<p>今回の指摘内容を課内会議等で周知し、注意喚起を行った。</p> <p style="text-align: right;">(施設課)</p> <p>今回の指摘内容を課内会議等で周知するとともに、積算書における新設及び撤去単価の表示を変更し、また、工事発注時に使用するチェックシートに今回の指摘内容のチェック項目を追加するなど、再発防止を図った。</p> <p style="text-align: right;">(財政局設備課)</p>
<p>(イ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>委託業務の契約を適正に行うべきもの</p> <p>平尾小学校講堂兼体育館改築等工事実</p>	<p>工事設計・施工管理を依頼している施設建設課との連携を密に行い、情報共有を徹底することで再発防止に努めている。</p> <p style="text-align: right;">(施設課)</p>

施設業務委託 [No.12]

(契約金額 2,041 万 7,400 円)

本委託は平尾小学校講堂兼体育館改築等工事の実施設計を行う業務委託である。

業務委託は設計図書に従いこの契約を履行しなければならないとされており、契約の目的に関連のない業務は別途に契約を締結すべきものである。

また、契約の履行の途中において、業務内容に変更が生じた場合は、契約書に基づき設計変更を行わなければならない。

しかしながら、本業務委託においては契約の目的に関連のない既存校舎の給食室及び事務室の増築の設計業務を行わせており、さらに、設計図書において履行することとなっている電気室改築、体育用具庫新築工事及び施設台帳の作成に係る設計業務を取り止めていたが、受注者と口頭の協議のみで設計変更を行っていなかった。

今後は、適正な委託業務の契約に努められたい。

(施設課, 財政局施設建設課関連)

今回の指摘内容を課内会議等で周知するとともに、委託業務においても福岡市設計変更ガイドラインを準用してこれを遵守し、受注者との協議を適正に行い、必要に応じて設計変更を行うよう再発防止に努めている。

(財政局施設建設課)